

平成22年度 第3回三郷市個人情報保護審議会 会議録

開催日時	平成23年1月31日(月) 10:00~12:00
開催場所	市役所本庁舎6階第1委員会室
委員の出席状況	
根本 賀章 会長	出席
田原 緑 副会長	出席
秋本 久次 委員	出席
荒井 英理子 委員	出席
平井 俊介 委員	出席
田中 菊江 委員	出席
岡庭 武利 委員	出席
事務局	石崎副参事 妹尾主幹 荒木主任 高橋主事 坂本主事
担当課 案件提出課	安全推進課 豊田参事 羽ヶ崎補佐、健康推進課 原山係長 八巻保健師、 シルバー元気塾推進課 鈴木主任、生活ふくし課 柿沼課長 杉橋係長、 すこやか課 大橋補佐
<p>1 開会 事務局石崎副参事から開会宣言 10:00開会 会長あいさつ</p> <p>2 前回の会議録の署名 根本会長、平井委員、荒井委員が署名</p> <p>3 審議</p> <p>(1) 諮問事項 ・諮問事項第29号~第39号について</p> <p>(2) 報告事項 ・報告事項第5号~第9号について</p> <p>4 その他の報告 (1) 三郷市における外部委託状況の報告について</p> <p>5 事務局連絡事項 ・平成23年度の審議会日程について</p> <p>6 閉会</p>	

(会長挨拶)

(1) 諮問事項 諮問第29号から諮問第39号まで事務局から概要説明  
質疑

田原副会長： 諮問第29号と第30号についてですが、防犯カメラの設置の要綱を見ますと、必要最小限の範囲に設置するとあり、今回設置予定の場所が4箇所、設置目的はオートバイ・自転車の増加による盗難防止対策が必要であるためとなっておりますが、どのような観点から設置場所を決定したのか、設置場所と犯罪の関連性を説明していただきたいのですが。

豊田参事： 設置場所は盗難の多い場所ではなく、人が多く集まりやすい場所に設置して、三郷市が防犯対策を強化し、安全・安心のまちづくりを行っていることを市民の方に知ってもらえるよう設置場所を決定しました。

田原副会長： 犯罪が多いから設置するのではなく、人が多いから設置するということがよろしいでしょうか。

豊田参事： はい、そうです。

事務局： 犯罪自体も増加傾向にございまして、市として安全・安心のまちづくりという政策も実施しており、その中で防犯カメラの設置は、一つの有効な手段であると考えております。犯罪の抑止力としての目的もありますが、犯罪の多い地域に設置するとなりますと、どこから設置するのかという問題もございまして、まずは市民の方に安全・安心のまちづくりをアピールするために、目に付きやすい駅周辺に決定しました。

田原副会長： 安全・安心のまちづくりは達成しなければならないことだと思うのですが、人の行動が把握されるというプライバシーの問題と安全のバランスはどのように決められたのでしょうか。

豊田参事： 今回の計画では、モニターは設置せず、カメラに記録するだけとなっております。撮影されたデータを見ることが出来るのは、記録装置を外して専用のモニターに接続した場合のみとなります。常時映像を確認するわけではございませんので、防犯になっていないのではと思われるかもしれませんが、

何か事件があった際、開示要求の時と限定しておりますので、この方法そのものがプライバシーを配慮していると考えております。

事務局： プライバシーの配慮につきましては、田原副会長のおっしゃるとおり容  
貌・行動といった個人情報になりますので非常に難しい問題でございます。  
市で検討しているのは、防犯カメラの設置を行い、取扱いの方法によってプ  
ライバシーの保護を図るという趣旨で考えております。具体例を申し上げます  
と、先ほどの説明のとおり、職員が常にモニターを監視する方法はとらな  
いことと、自己情報の開示請求等があった場合は非公開とし、刑事訴訟法 1  
9 7 条等の法律に基づいた犯罪捜査のための請求があった場合のみ対応す  
るよういたします。また、この防犯カメラの記憶容量は 2 週間分となっ  
ておりまして、古い記憶は消去されるようになっております。このため、市は  
情報を恒久的ではなく限定的に保持するという形をとらせていただいております。  
カメラのアングルも配慮いたしまして、周辺の家屋等が写らないよ  
うに調整をおこなっております。

秋本委員： 諮問第 3 3 号から第 3 5 号の民生委員の活動支援についてお尋ねします。  
近年全国的に孤独死や所在不明、児童の虐待について調査が行われています  
が、三郷市での件数や実態、どのような状況があったか等を差し障りのない  
範囲でお教えいただければと思うのですが。

柿沼課長： 平成 2 2 年度の 4 月から平成 2 3 年度 1 月現在、誰にも気づかれずお亡く  
なりになられていたということが、生活保護を受給している方、受給してい  
ない方を含め数件ございました。

秋本委員： 市民課の業務になると思いますが、高齢者の方で所在不明の方はどの程  
度いらっしゃったか分かりますか。

柿沼課長： 戸籍・住民票は記録があり、実際にはいらっしゃらない方や住民票を置か  
ない方も多数いますので、分かりかねる部分が多くございますが、実際把握  
されていない部分があるのは事実だと思います。そういった情報を民生委員  
の方がどこまで把握しているかは難しいところだと思います。民生委員の方  
がご自分で得た情報と住基台帳上の情報ではやはり差がございますので、参  
考にお示しすることで、日頃の見回り活動に活かしていただければと考えて  
おります。

秋本委員： よろしいでしょうか。民生委員の方に住所、氏名、年齢、電話番号をお知らせして、65歳以上の独り暮らしの方と70歳以上の世帯の方の情報を提供することになると思いますが、その4つの情報を提供して起こりうる問題として、手違い等で情報が漏洩してしまった場合に振り込め詐欺や売り付けなどの被害に遭われてしまうのではないかと予想できるのですが、こういった予測や対応は行っていますか。

柿沼課長： 現在193名の民生委員の方がいらっしゃいますが、ひとりひとりに情報をお渡しするのではなく、三郷市内で8つの地区に分けて、それぞれの民生児童委員協議会の会長に地区内の該当世帯に関する情報を3部お渡しして、それぞれ回覧していただきます。コピーは一切禁止でメモのみとします。その後、市がお渡しした情報3部を回収するという方法で徹底する予定でございます。

秋本委員： ありがとうございます。

根本会長： 他にご意見ございますか。無いようでしたら、諮問を承認するということが異議なしと認め、承認することといたします。続いて報告事項が5件ございますので、事務局から説明をお願いします。

## (2) 報告事項 報告第5号から第9号まで事務局で概要説明

### 質疑

荒井委員： 報告第7号についてお伺いいたします。外部委託記録票の立入調査の項目にチェックがついておらず、その他（個人情報の保護）にはチェックがついているのでこの点についてお聞きしたいのですが。

事務局： こちらの業務は、システムの保守等の関係で作業を庁舎内で行っておりまして、個人情報を業者に持っていき作業するというわけではなく、業者がシステムのある場所に来て作業を行っておりますので、立入調査に関してはチェックがついておりません。その他の項目につきましては、作業場から個人情報を持ち出さないという注意事項を存続して徹底していることからチェックがついています。

平井委員： 報告第5号についてですが、この項目が諮問ではなく、報告事項になって

いる理由をお聞きしたいのですが。

事務局： 乳児家庭全戸訪問に関する業務について、今回諮問第31号で内容について諮問させていただき承認されましたので、結果として個人情報登録票に載りますという報告になります。諮問第31号で承認が得られなかった場合は、この報告についても変更が生じないということになります。諮問事項と報告事項の違いにつきましては、諮問事項は個人情報の取扱いに関する内容の変更、もしくは個人情報を紙で管理していたものが電子で管理するようになった場合、情報の漏えいや紛失といった危険性が生じますので、その取扱いの仕方について諮問という形で委員の皆様にご審議頂いているところでございます。報告につきましては、紙媒体で管理している項目の変更や、個人情報の登録状況について他の要因に基づく変更・追加等の記録の変更があった場合に用いています。

平井委員： ありがとうございます。内容については分かりました。報告第5号の書き方が諮問事項のものをそのまま入力しているように見受けられますが、いかがでしょうか。

事務局： 届出書の様式は、諮問と報告で同一の様式を使用しておりますので、誤解を生じさせてしまうこともあるかもしれません。現状の届出書にも変更内容等は記入されておりますが、より分かりやすいように記入するよう担当課には指導したいと思います。

平井委員： わかりました。ありがとうございます。

根本会長： 他に質問ございますか。無いようでしたら報告を受理いたします。続きまして次第の4その他の報告事項について事務局より説明をお願いいたします。

#### 4 その他の報告事項

##### (1) 三郷市における外部委託状況の報告について概要説明

質疑

田原副会長： よろしいでしょうか。条例で立入調査の権限を規定されていないけれども、契約書上、立入調査ができるという情報があるということなのですが、外部

委託記録票の立入調査にチェックがあるものに関しては、全て契約書にそのことが記入してあるのでしょうか。

事務局： はい、記入されています。

岡庭委員： よろしいでしょうか。立入調査の目安・項目については、外部委託によって千差万別ですから、細かい取決めは設定せず、契約の際の個人情報の取扱いを業者が遵守しているか調査するように徹底することが大事だと思います。

根本会長： 外部委託の立入調査については、継続として次回の審議会にまた報告していただきたいと思います。次に次第の5、平成23年度の審議会日程について事務局からお願いします。

事務局： 連絡事項といたしまして、平成23年度の審議会開催予定でございますが、来年度は第一回審議会までが任期となりますので、第一回審議会の日程のみ提案させていただきます。日程は、7月4日月曜日午前10時からを提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

根本会長： みなさんよろしいでしょうか。では、次回は7月4日月曜日午前10時からということをお願いします。その他連絡事項はございますか。無いようでしたら本日の審議会を終了します。

事務局： ありがとうございます。最後に副会長より閉会のあいさつをお願いいたします。

田原副会長： みなさま、お疲れさまでした。これで平成22年度第3回三郷市個人情報保護審議会を終了いたします。ありがとうございました。

署名欄	会長	根本 賀章
	署名委員	田原 緑
	署名委員	岡庭 武利